

新旧利用約款対照表

■ ギフティプレモ Plus 利用約款

改定前	改定後
第1条(定義)	第1条(定義)
(3) ギフティプレモPlusウェブサイト ギフティプレモ Plus ウェブサイトとは、カード番号等その他の当社所定の情報をインターネット上で表示するギフティ社が運営するウェブサイトを行います。	(3) ギフティプレモPlusウェブサイト ギフティプレモ Plus ウェブサイトとは、カード番号等その他の当社所定の情報をインターネット上で表示するギフティ社が運営するウェブサイトを行います。
(19) バリュー残高移行 ギフティプレモ Plus のバリュー残高の全部または一部を、JCB プレモカードに移行し、当該 JCB プレモカードの残高を増額させることを行います。	(削除)
第3条(カード番号等の管理等)	第3条(カード番号等の管理等)
5 利用者は、JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)におけるギフティプレモ Plus の利用、またはバリュー残高移行を行うにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後本サービスの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフティ社所定の方法により、本サービスの利用を再開することができます。	5 利用者は、JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)におけるギフティプレモ Plus の利用、またはバリュー残高移行を行うにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後本サービスの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフティ社所定の方法により、本サービスの利用を再開することができます。
第4条(バリュー残高移行)	(削除)
第5条(加盟店)	第4条(加盟店)
第6条(JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)における利用)	第5条(JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)における利用)
第7条(Smart Code 加盟店における利用)	第6条(Smart Code 加盟店における利用)
1 利用者は、Smart Code 加盟店において、第2項に定める方法または当社が特に認める方法により、本条その他当社所定の定めに従い、利用者と Smart Code 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、Smart Code 加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、Smart Code 加盟店から商品購入等を受けることができます(この方法で商品購入等を受けることについて、以下「コード払い」といいます。)。利用者が Smart Code 加盟店においてコード払いを利用したことにより、利用者の Smart Code 加盟店に対する支払いにつき、利用者が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、Smart Code 加盟店に対して、利用者に代わって立替払いを行います。	1 利用者は、Smart Code 加盟店において、本条第2項に定める方法または当社が特に認める方法により、本条その他当社所定の定めに従い、利用者と Smart Code 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、Smart Code 加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、Smart Code 加盟店から商品購入等を受けることができます(この方法で商品購入等を受けることについて、以下「コード払い」といいます。)。利用者が Smart Code 加盟店においてコード払いを利用したことにより、利用者の Smart Code 加盟店に対する支払いにつき、利用者が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、Smart Code 加盟店に対して、利用者に代わって立替払いを行います。
4 利用者は、第1項の定めのとおり、Smart Code 加盟店においてコード払いを行ったことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。利用者は、当社が利用者からの委託に基づき、利用者	4 利用者は、本条第1項の定めのとおり、Smart Code 加盟店においてコード払いを行ったことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。利用者は、当社が利用者からの委託に基づき、利

の Smart Code 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、Smart Code 加盟店への立替払いに際しては、当社が認めた第三者を経由する場合があります。	用者の Smart Code 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、Smart Code 加盟店への立替払いに際しては、当社が認めた第三者を経由する場合があります。
5 利用者が、第2項に基づき、Smart Code 加盟店において本コードを提示し、Smart Code 加盟店と商品購入等の取引(以下「商品購入取引等」といいます。)を行った場合、Smart Code 加盟店が利用者のコード払いにかかる本コードの情報・取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と Smart Code 加盟店を結ぶ専用端末またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてコード払いの取引が成立するものとします。	5 利用者が、 本条 第2項に基づき、Smart Code 加盟店において本コードを提示し、Smart Code 加盟店と商品購入等の取引(以下「商品購入取引等」といいます。)を行った場合、Smart Code 加盟店が利用者のコード払いにかかる本コードの情報・取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と Smart Code 加盟店を結ぶ専用端末またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてコード払いの取引が成立するものとします。
第8条(加盟店との紛争等・バリューの使用取消し)	第 7 条(加盟店との紛争等・バリューの使用取消し)
第9条(バリュー残高の有効期限・ギフトプレモ Plus の利用可能期間)	第 8 条(バリュー残高の有効期限・ギフトプレモ Plus の利用可能期間)
4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること(第19条第2項に基づくバリュー残高の払戻しを含みます。)が一切できなくなります。	4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること(第 18 条第2項に基づくバリュー残高の払戻しを含みます。)が一切できなくなります。
第10条(バリュー残高等の確認)	第 9 条(バリュー残高等の確認)
1 バリュー残高は、ギフトプレモ Plus ウェブサイト、または JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)におけるギフトプレモ Plus 利用時のウェブサイト画面の表示で確認することができます。ただし、一部の JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)では、ウェブサイト画面の表示による確認ができないことがあります。	1 バリュー残高は、ギフトプレモ Plus ウェブサイト、または JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)におけるギフトプレモ Plus 利用時のウェブサイト画面の表示で確認することができます。ただし、一部の JCB PREMO 加盟店(ウェブサイト)では、ウェブサイト画面の表示による確認ができないことがあります。
第11条(禁止行為)	第 10 条(禁止行為)
第12条(換金の禁止)	第 11 条(換金の禁止)
バリューは、換金することはできません。ただし、第19条に基づき、当社が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。	バリューは、換金することはできません。ただし、第 18 条に基づき、当社が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。
第13条(利用者の賠償責任等)	第 12 条(利用者の賠償責任等)
第14条(再発行等の不実施)	第 13 条(再発行等の不実施)
第15条(業務委託)	第 14 条(業務委託)
第16条(本サービスの停止または中止)	第 15 条(本サービスの停止または中止)
第17条(利用資格の喪失および利用停止措置)	第 16 条(利用資格の喪失および利用停止措置)
3 当社は、利用者について以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止する措置を講じることができるものとします。 (1) 本約款の違反があり、またはそのおそれがある場合。 (2) 第1項第2号または第3号の事由に該当するおそれがある場	3 当社は、利用者について以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止する措置を講じることができるものとします。 (1) 本約款の違反があり、またはそのおそれがある場合。 (2) 本条 第1項第2号または第3号の事由に該当するおそれがある

合。	場合。
第18条(反社会的勢力の排除)	第17条(反社会的勢力の排除)
第19条(本サービスの終了)	第18条(本サービスの終了)
3 前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとします。また、払戻期間については、当社が別途定める場合を除き、第1項のサービス終了日から1年間とします。	3 前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとします。また、払戻期間については、当社が別途定める場合を除き、 <u>本条</u> 第1項のサービス終了日から1年間とします。
第20条(免責)	第19条(免責)
1 本サービスの継続中に、ギフトプレモ Plus の全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を被った場合、当社の故意または過失により利用できなかった場合を除き(なお、第16条に基づく場合は、当社の故意または過失により利用できなかった場合に当たりません。)、当社は利用者の損害に対する賠償の責任を負いません。	1 本サービスの継続中に、ギフトプレモ Plus の全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を被った場合、当社の故意または過失により利用できなかった場合を除き(なお、 <u>第15</u> 条に基づく場合は、当社の故意または過失により利用できなかった場合に当たりません。)、当社は利用者の損害に対する賠償の責任を負いません。
第21条(権利帰属)	第20条(権利帰属)
第22条(約款の改定)	第21条(約款の改定)
第23条(合意管轄裁判所)	第22条(合意管轄裁判所)
第24条(準拠法)	第23条(準拠法)
第25条(お問い合わせ窓口)	第24条(お問い合わせ窓口)
本約款は、2020年5月11日から適用します。	本約款は、 <u>2025年10月1日</u> から適用します。